

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

報告第1号 令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

先に、令和3年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.9%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございまして、20.8%でございます。なお、早期健全化基準は350%であります。前年度と比較して、実質公債費比率は同率で増減なく、将来負担比率では16.4%の減となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第1号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） おはようございます。お願いいたします。

今、ご報告ありました将来負担比率についてちょっとお伺いいたします。

昨年よりも16%減ということで、監査委員さんのほうからの報告でありますと、地方交付税の増加とかふるさと納税寄附金による財政調整基金への積立額が増加したため2年連続減になっているということ、この間お聞きしました。それで今度の見通しについてちょっとお伺いします。お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今後の見通しについてですが、ここ近年、元年度から2年度、2年度から3年度について減少しておるのが実態でございます。

将来負担比率については、今後の町債の償還金のピークが、令和5年度がピークに向かうことになっております。それ以降、減少の傾向になるので、財政にとっては、今の時点では安定した財政を送れるとは思いますが、今後、また施設個別計画等の公共施設の維持管理費等の負担がかかってくる予想もあるので、安穏とした状況ではないということはあるとは思いますが、その辺を見守りながら財政を携わっていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第2 議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の策定について、細部説明を申し上げます。

お手元に美浜町過疎地域持続的発展計画を配付しておりますのでご参照ください。

本議案は、現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、令和2年国勢調査の結果により過疎地域が追加される規定が設けられており、この規定に基づき、美浜町が令和4年4月1日に過疎地域として官報に公示されたことに伴い、和歌山県の持続的発展方針に基づき、非過疎地域を目指す上で必要な事業をまとめた美浜町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

これまで、当町では基盤施設や生活環境施設の整備、高齢化への対応、移住定住の促進、地域活性化などに取り組んでまいりましたが、地域を取り巻く状況は依然厳しく、今後、過疎化が進行していくことが懸念されています。これ以上の過疎化にブレーキをかけ

るためにも、今後も引き続き移住定住の促進、関係人口・交流人口の創出、商工、観光、産業等のさらなる振興が必要というような考え方を盛り込み、実効性のある計画にしたいと考えているところでございます。

次に、目的及び内容につきましては、過疎法における過疎地域である美浜町全域において、総合的かつ計画的な対策を実施して、持続的発展を図ることを目的としてございまして、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、地域の持続的発展に関する事項、移住・定住の促進、産業の振興、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進、教育の振興に関する事項などを定めることとしてございます。

次に、過疎計画の構成については、基本的な事項といたしまして、町の概況、人口及び産業の推移と動向、町行財政の状況を表記してございまして、次に、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間及び公共施設等総合管理計画との整合性などを基本的なこととして記載してございます。

また、本計画の期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年間とさせていただきます。

次に、12ページ以降につきましては、それぞれの項目を具体的に明記してございまして、2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、3. 産業の振興、4. 地域における情報化、5. 交通施設の整備、交通手段の確保、6. 生活環境の整備、7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8. 医療の確保、9. 教育の振興、10. 集落の整備、11. 地域文化の振興等、12. 再生可能エネルギーの利用の推進の構成となっております。

ここに記載している項目につきましては、それぞれの現況と問題点、その対策、計画について記載してございます。この計画が財政上の特別措置の前提条件となっていることもあり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、美浜町過疎地域持続的発展計画の策定について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

今の細部説明で、12ページ以降は具体的云々とおっしゃられた後に、1. 移住・定住、地域間交流、人材の育成、あとそれぞれ番号を振りながらおっしゃっていただきましたが、これは各表のここにあるこの番号を言われたのかな。その番号ずっと違いますよ、おっしゃった番号とこの俺らもらっている書類と。僕の理解が悪いの。産業の振興とか、それ3と言わなかった。それから、交通手段、生活環境なんかずっと言っている中で、細部説明の番号より1つ多かったように、ずっと聞いたんですが、持っている書類が違うのかということがあったので一番最初に張り切って手を挙げたんですけども、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） すみません、美浜町過疎地域持続的発展計画の書類の目次のところを見ていただくと、まず、1番として基本的な事項ということで書かれております。2番目として移住・定住、3番目、産業の振興というようにずらずら並べて、最後は12番の再生可能エネルギーの利用の推進というような順番となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私が勘違いというか、青帯がかかっているこの題をおっしゃったんですね。僕はその表の中の数字を言ったんかと思って。じゃ、またほかの質問があったら後からします、すみません。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 4番。この計画、当町で作成されたということで、いろいろあるとは思いますが、ここに書かれていることは全て網羅できていて、それをまた実行できる、100%でなくても、3年間で実行するというご予定でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） ここに書かれている事業を全て実行するというわけでもありません。というのは、この計画をつくることによって、過疎債を受けるというような考え方もございます。それで、ここの事業に載っていない部分を過疎債で使うということとはできないということなので、できる、できないにかかわらず、全ての事業を載せておるといような考え方でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） その辺も理解しております。

もちろん、これだけやっただけで人口は伸びないと思っております。これ以外もやりながら、非過疎地域を目指すという考え方でよろしいですか。これ以外も含めてやっていくという考え方でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） そのとおりです。上位計画である長計であったり、あとは第2次美浜創生総合戦略、それにものをもってやっていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） これ最後、結果とか、評価とか、そういうのは出していくんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） この計画に関して評価、結果というのは出

すつもりはないんですが、ただ、今までと同じように長期総合計画であったり、美浜創生総合戦略、この評価を基にして、これについても再度見直すことがあれば見直していくというような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 少し質問の趣旨が戻るかも分かりませんが、17ページにある（4）の産業振興促進事業、振興すべき業種、美浜町全域で業種として4業種を挙げられています、何でこの4業種か、何か根拠があるんですか。

それと計画期間、先ほど4年間という説明でしたが、いろんなものを調べますと大体5年間が多々ございますね。その辺は、別に何年間でもいいわけですか。また、ほかにもっと個別具体的に聞きたいことがある。取りあえずそれをお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） この4業種という中で、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等というような中で、これに限定するののかということ、ほぼ網羅しているのではないかなというところで考えているんですが、これは答えになっているかどうかは分かりませんが、これ以外にというのがちょっと思いつかなかったというところもあります。

それと、計画は4年間というような中で、令和3年度からの持続発展計画ということになっております。ただ、美浜町は過疎に認定されたのが令和4年度ということになっておりますので、それで、計画の年数が4年間というような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、業種ですが、一番私最初に思った、飲食業というのはこの4業種のどこかに入るんですか。それと、農林水産物等販売業ですよ、農林水産物の例えば加工業、この美浜町で思いつくのは、何かそれぐらいはよくあってしかるべきでは、質疑なのであまり考えは言いませんが、その点はいかがなんでしょうか。

それで、令和3年度から5年間、ほかの和歌山県の事業が令和3年度から5年間なので、それに終了を合わせたのかなとも思ったんですが、それは違うのか。

でも、とにかく業種の件、先ほど同僚北村議員の質問では、今後、過疎債適用には全てを網羅しているという答弁ではありましたが、この4業種に絞って、今、僕が申し上げたような、例えば飲食業であるとか、農林水産物の加工業、加工業っていういろいろ、例えば野菜等であれば洗浄してプレカットをしてそのまま大きな小売店に卸売する、これが販売業と言えるのか。農林水産部でも、目の前に業種の方がいらっしゃるので言いにくいですが、でも、水産物を捕って加工して、それを販売でも小売している場合とそうじゃない場合で、僕は入るのか入らないのか分からないので何とも言えませんが、その点、問題は。今後、「いやぁ外れてた」ということがあると、一番懸念されることなので今ちょっとしつ

こいようですが、再度お聞きします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 答えになるかどうか分かりませんが、まずは14ページの、その対策というところの中に、いろんな業種というのを書いておるところであります。例えば、オのところであれば、第6次産業化ということで関係機関団体と連携し加工特産品の開発販売などかというような形で、それとか、キのところでは新規創業等の支援、あるいはクのところでは、経営の安定化・活性化の促進というようなどころで、そういうところで全て網羅できているのではないかなとは思っております。

それと、事業計画の内容については、これこれこういうような形の計画で、全部拾えるのではないかなと思っております。

ただ、産業振興促進事項ということで、産業振興促進区域及び振興すべき業種というようなかで、ここに限定した中でのその等という最後の情報サービス業等の中に含まれると考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その条文の中を何もどうこう言っているんじゃないんです。趣旨はもう先ほどの同僚議員の質問と同じです。全てを網羅しているのかしていないのか。

だから、この条文がこう当たるからこうではなくって、まず、思っていますとかそういうことじゃなくって、町としてこの計画を策定して、すれば、後からの過疎債云々のその懸念される問題について、全て問題ないですという答弁さえいただければそれでいいんです。再度はつきりお答えください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 問題はありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 資料の8ページなんですけれども、このところで、基本目標で、新しい人の流れを創出するというふうな基本目標なんですけれども、ちょっと具体的なイメージがちょっとつきにくいものですから、どのようなイメージを持った目標となっているのか、もう少し説明していただけたらありがたいかなと。

それと、もう一つは5番目の時代に合った地域ということでもありますけれども、今の時点でどういう時代をイメージされているのか。大まかな形でいいですからちょっと説明していただきたいなと思います。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） まず、新しい人の流れを創出するというところで、これについては美浜町以外の方々、例えば関係人口、交流人口というように形で、例を出すと、アメリカ村でやっているカナダ移民の歴史とか、そういうような形で美浜町

を知ってもらって、その方がいろんな形で美浜町に入って協力していただくということも想定してというような意味合いもあります。

それと、時代に合った地域を創出するということは、それぞれの時代、美浜町も過疎というような形でだんだん人口も減ってきておるという中で、これをどうしていくのかというようなところで、いろいろな、その時々合った状況を考えていって、地域を盛り上げていくというような形を考えていければというような願いを込めているというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、2番のところの答弁のところ、ほかの市町村との人の交流ということでお伺いしたんですけれども、私のイメージとしたら人口の増えていく方向のその流れとか、そういうイメージもあったんですけれども、そういうところは含まれてはいますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 全てを考えると、今、森本議員おっしゃったようなことも考えられます。

いろんな面で、そういうふうに、ここに書いているこの文言だけで言うと短いですが、いろんなことがあろうかと思えます。今の人口対策の関係らもそうやと思えますんで、その辺も含まれているものだと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 議案第2号 美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています制度の概要に関する資料についてもご参照ください。

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定められた美浜町

過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、当該計画に振興すべきとして定められた業種である製造業、情報サービス業等、農林水産業等販売業または旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、本条例の趣旨についての規定で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、固定資産の課税免除を行うため必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、課税免除についての規定で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示日、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、事業のために家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を取得等した場合、業種や資本金の規模に応じ、固定資産税について課税免除をすると定めてございます。

第3条は、課税免除の期間について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とすると定めてございます。

第4条は、課税免除の申請について定めてございます。

第5条は、課税免除の取消しについて定めてございます。

第6条は、委任規定を定めてございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。最初に申し上げておきますが、一つ前の議案でもそうですが、向いているベクトルは、私も町の発展、過疎の脱却ということで同じなのでということをお申し述べて、対象業種の根拠は先ほど来の発展計画にあるからということですが、その業種の認定に関しては、やはり弾力的な運用があるのかなのか。

それと、この特別措置をすることによって財源を得ると思うんですけども、財源規模をどれぐらいでお考えなのか。また、特別措置をすることによって、効果はどれぐらいを考えられて算定されているのか。

それで、ここが一番聞きたいところです。要はいわゆる町4税のうちの1つの税を減額するということですから、それに関して交付税等の影響、基準財政収入額であるとか、そのあたりまではどれぐらい波及を考えているのか。最終的には、つまりはそれは公平な負担、適正な課税というかそのあたりとの整合性はどのように考えられているのか、お答えください。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

まず、対象業種ですけれども、この4業種ということで、過疎法の中にこの4業種が規定されておりまして、それを全て美浜町のほうの計画で定めておるといふ形の状況でございます。

製造業にしましては、日本標準産業区分の大分類の区分における製造業、旅館業におき

ましては、旅館業法の第2条に定められた旅館業、ホテル、旅館業等になります。農林水産等販売業につきましては、過疎法の第23条に定められておりまして、対象区域内で生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として、製造、加工もしくは調理したものを店舗に置いて、主に区域外の者に販売することを目的とする事業ということで定められております。例としましては、観光客向けの直売所や農家レストランなどが当たるかと思えます。情報サービス業につきましても、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、市場調査等の業種が対象になってきます。

こちらのほうなんですけれども、過疎法に基づく地方税の減収補填措置としまして、条例に基づいた課税免除を行った場合には、地方税の減収分の75%が地方交付税で補填されるという形になってございます。過疎法に基づき、減収補填措置があるということで、こういった課税免除を行い、過疎地域内の産業振興を図るという形で、こういった制度を定めたいと考えてございます。

今後こういった形の影響がということなんですけれども、例えば償却資産と家屋設備と固定資産のほうで若干違いはあるんですけれども、評価額が固定資産の場合、10,000千円だとした場合、1.4%という形になりますので、年間140千円かかってくるという形になります。それが単純計算で3年間ということで計算しますと、大体1件10,000千円の申請がありましたら420千円の減免という形になるわけなんですけれども、その25%が町の負担という形で、100千円ほどになるかと思うんですけれども、その分が町の負担という形になってきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要はこの財源には25%町の負担が要る。それでは、分母はどれぐらい考えているのか。新しい事業をするんだったら、どれぐらいって当然算定はすべきだし、しているものでしょう。

ちょっと細かく言います。この業種を何件、これぐらいあって年間何十件、金額的にはこれこれこれぐらいで、その25%が町の負担になるとするであればこれぐらい、と同時にそれをすることによって、例えば設備投資も町にたくさん入るでしょう、入るから減免するわけですからね、そういう効果であるとか、販売業とかすれば、それではこれぐらいの経済効果を見ていると、差引きこうなるとかというのが、町を運営していたら当然考えてしかるべきでしょう、誰がどう考えても。どこが考えるのか、税務当局が考えるわけじゃないかと思えますけれども、そこを答えてほしい。

その25%を、町がサービスで減額するんであるから、それについて、例えば交付税算定するときに需要額であるとかそのあたりの判断にいろんなさじ加減が、つまり県、国には働かないのかとかそんなふうを考えられるんですけれども、そこはいかがですかということ聞いたんですけれども。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○**税務課長（浦真彰君）** 町の法人の数ですけれども、8月末現在におきまして、製造業につきましては19法人、旅館業につきましては1法人、情報サービス業等につきましては3法人と、全部で23法人ございます。

設備投資ということになりますので、どれくらいというのはちょっとこちらのほうでもなかなか把握が難しい状況でございますので、今、何件ということの想定というのはちょっと、申し訳ございません、こちらのほうではまだ現在していない状況でございます。

以上です。

○**議長（谷重幸君）** 7番、谷進介議員。

○**7番（谷進介君）** じゃ、何の展望もなしにこのプランを立てていたということですか、言葉が悪ければ。

先ほど、今、その1つ前で可決したこの発展計画に基づいて、こういう施策を出して、過疎を脱却しようということであろうと感じていますが、例えば、お題目を作っても結局これがどうなってあんなってということを全く考えていないという、あなた方のそういう考えでいいということですよ。

そうしたら、他の業種の方、第1回の質問のときに最後に言いましたけれども、公平な税負担であるとか適正な課税とか、このあたりとの整合性は全く考えていないということでは運営しているということですね、町を、そういうことですね。

○**議長（谷重幸君）** しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時三十八分休憩

———・———
午前九時五十五分再開

○**議長（谷重幸君）** 再開します。町長。

○**町長（藪内美和子君）** 谷議員にお答えいたします。大変お時間をいただいて申し訳ございません。

この条例制定については、法令に基づいて策定するものであり、もちろんこの制定をすることで、過疎地域脱却を目指して制定するものでございます。どうか皆様のご理解をお願いいたします。

○**議長（谷重幸君）** いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○**議員** 「ありません」

○**議長（谷重幸君）** これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○**議員** （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第3号の前に、先ほどの議案第1号の際の質疑において、課長からの答弁、修正したいとの申出がございますので、発言を許可します。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 大変申し訳ございません。

谷議員の質問の産業振興促進区域及び振興すべき業種というところなんです、この4業種というのは、法のほうで定められております。それに沿った4業種となっております。申し訳ございませんでした。

○議長（谷重幸君） 日程第4 議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしている新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用並びにビラの作成及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとされたことから、公職選挙法施行令の改正に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

第4条の改正は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち自動車の借入れ契約及び燃料の供給に関する契約である場合の限度額について、自動車の借入れ契約では、1日15,800円を16,100円に、燃料の供給に関する契約では、1日7,560円を1日7,700円に改めるものでございます。

第8条の改正は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額について、7円51銭を7円73銭に改めるものでございます。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について、525円6銭を541円31銭に、310,500円を316,250円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、施行の日の前日までに告示された選挙については、従前の例によるものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純な質問です。

これは上級庁から何か指示というか、そういうのがあるのか、町が独自で、毎年必要のように物価の問題になってきそうな気がしますので、何かきっかけという、そういうものがあるんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

今回の改正は、物価の変動に鑑み、公職選挙法が一部改正されたものによるものでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第4号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、本条例第7条で定めている例月出納検査の期間延長と期日を変更できるただし書を加えるものでございます。

期間の延長につきましては、月初めに土日休みが多い1月や5月において、金融機関等から送付される証明書類の到着が他の月より遅くなり、検査資料作成及び照査に余裕がない状態であることから、毎月11日までと定めています検査期間を15日までとするものでございます。

ただし書の追加については、予期せぬ体調不良や天候、災害の諸事情等により、定める期間内に検査ができなくなることも想定されることから、やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、期日の変更も可とするただし書を加えることで、例月出納検査を滞りなく行えるよう改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 細部説明の中では休日が多いであるとかやむを得ないとか、それ特段今までと変わらないんじゃないんですか。なぜ今の改正なのか。ずっと前から状況は別に変わらへんのと違うかな。今年度から何か急激な状況の変化があったのか。なぜ今、急にこれが出てきたのか少し。文句があるわけじゃないんですよ。なぜ今なのかということです。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。水道事業のほうも毎月監査いただいていますのでお答えします。

金融機関等からの証明書類というのが水道事業で言うと、納付書納付、頂いている納付書の片割れというか、分かれになります。最近、毎日、外交さんが持ってきていただいたやつが、銀行さんの都合で郵送とかになりまして、しかも本店経由とかという格好になってきています。

いつもだったら外交さんが持ってきたやつは翌日という場合がほとんどだったんですけども、今はそういう格好になってきて、二、三日後、休みが重なればそれ以上という格好になってきています。大きく何かが変わったのかというのは、そういうふうな格好で変わっています。

あと、いろいろ会議とかの都合で、その監査の日が9月だったら7日だったんですけども、その加減で納付書が届くのは5日とか6日とかというふうになってきますので、それで収納処理とかというのが、個人名とかはその納付書が届かないと分からないので、収納処理とかというのが近々になってくるということをお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 会計管理者。

○会計管理者（福島教君） 私のほうから少し補足させていただきます。

郵便事情が変わったというのが一つあります。正月であるとか、5月の連休が日程的に厳しいというのは、今までもそうだったわけなんですけど、特に、昨年10月に日本郵便さんが土曜日の配達をもうやめると、併せて夜間の仕分作業というのもやめるというふうなことで、通常から、1日から3日ぐらい郵便がもう現に遅くなっているという状況があります。そういうことも含めて、これまで11日までに収納検査を行うというのをなっていたものを、いろんな事情から、少し時間的に余裕のある15日ということをお願いできたらということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） よく分かりました。

そうすればその何か代替措置とか、今後、電子化するとか、会計の趣旨もよく分からないんで何とも言えませんけれども、単に郵便待っているだけじゃ、今後ますます先方さんのほうは合理化であるとかいろんなことでコストカットしてくるでしょうから、それがまただんだんしわ寄せが来るって、そんな方向的な考えはないんですか。なければもう全然結構ですけども、考えていくべき、一般的にはそう思うんですがいかがですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

相手先さんもあることなので、具体的にお答えするというのはなかなか難しいところも

あるんですけども、一度ちょっと取扱いの銀行さんに聞いてみて、いい方向があれば検討したいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元に配布しております新旧対照表及び資料をご参照ください。

今回の改正は、令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正によるものでございます。育児休業の取得回数制限の緩和や、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うほか、所要の改正をいたします。

改正内容として、第2条、第2条の3及び第2条の4については、非常勤職員の子の誕生日から8週間以内の育児休業の取得要件を緩和し、また非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月または2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の取得を可能とする改正でございます。

第2条の5は削ります。

第3条の改正は、語句の訂正と育児休業の取得回数制限の緩和により、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となるため、第5号を削り、第6号を第5号に、第7号を第6号に号ずれを改め、第8号を再度の育児休業取得に係る特別な事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の既定を整備するため改正し、第7号に改めます。

第3条の2は、「育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間」として追加いたします。

第10条の改正は、語句の訂正と申出が不要になった育児休業等計画書を育児短時間勤

務計画書に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行し、経過措置でこの条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る）及び第10条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例によることといたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい、5番。美浜町の今現在の育児休業の取得の現状はどんなになっておりますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

育児休業の対象につきましては、6名でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい、5番。十分取れているという認識でよろしいんですか、6名というのは。

それともう一つ、この5番の夫婦交代できるように取得が柔軟化されたというところなんですけれども、本町の男性職員の育児休暇の取得という状況もちょっとお伺いします。2点よろしく。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 育児休業の期間については、ほぼほぼ最大限取得しておる状況です。

それと、男性の育児休業の実績については1名です。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第6号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元に配布しております新旧対照表及び添付資料をご参照ください。

当該施設は平成15年10月8日に完成した漁船係留施設（突堤式物揚場）で、所有者は紀州日高漁業協同組合でございます。このたび、紀州日高漁業協同組合より本町に対し、当該施設の譲渡の申出を受け、検討した結果、当該施設を譲り受けることとし、本条例、施設の名称及び位置に関する規定である第2条中の表において当該施設を追加するものがございます。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） こういうのって何かレジャーに使ったりは今後できませんの。例えば釣堀だったり、町として。いや、状況をすごく把握して言っているわけじゃなくて、場所にもよるんでしょうけれども、何か再利用というか、地域の発展にとか、そんなんはできないものなんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

今の条例に関しては、漁船係留施設というようなことになっております。

それと、今回のこの物件については、和歌山県日高港湾の港内の水域の占用許可をいただいている物件でございまして、港湾の施設ということでございますので、漁船の係留施設というようなこととなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） これ前に、日高川の西側のところの係留施設ができた折に、新しいのが2つできていますよね、防衛省の関係からで。あれができた折に、私の記憶なんですけれども、議会において、これは県の持ち物にならんのかと、何で美浜町なんやというようなお話が出たと思うんですよ。そのときのご答弁が、この係留施設は小さいので美浜町で守りせないかんのやと、県はしてくれやんのやというようなお話やったと思うんです。

これ今さら何で、これを譲り受けたという形やとは思うんですけれども、譲り受けたなら譲り受けたで何かがあったときには、町が修理したり、いろんな財政を使わないかんことが起こると思うんです。平成15年だったらちょこ20年近くたってくるものなので。

これって、端的に言いますけれども、何かうちにとって得があるから譲り受けたのか、言われたから仕方ないから譲り受けたのか、その辺のところちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、美浜の係留施設については、いろいろやっぱり条件というのがあると思いますので、県ではなしに美浜町ということでございます。

で、今回の件について、まず、遡ること平成19年に各漁協が合併して日高漁業協同組合が発足しております。14年経過して、漁業協同組合において、各支所まいの運営方針の見直し、経営改善に取り組んでいるというようなところもあると聞いております。経営改善に取り組む原因としまして、組合員の減少であったり高齢化、あと魚価の低迷、取扱高の大幅な減少というのが美浜支所の中にはあるんですけども、その中で長期の経営改善を努めている中で、今回、この中突堤について譲渡という申出があったというところでございます。

この申出の中には、既に契約もして、もう終わっていると思うんですけども、さざなみ荘の売却というのもあったように思います。こういう施設があると減価償却なんかも出てきますんで、そういうところで譲渡というような申出をいただきました。

今後についてですけども、漁協との話合いの中で、おっしゃられるとおり約20年近くたっている施設でございます、今、現在、2隻ほど係留しているような状況でございますけれども、もらったからといってすぐに直したりというのはなかなかできないので、最終的には、漁船の係留も中止するというようなこともあるという可能性のお話をさせていただいております。

ただ、直ちにこれを閉めるとか、そういうような状況ではございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 今の課長のご答弁の中でも、漁協の経営改善のスリム化、ということはお荷物ですよ、荷物を持ってこられたというふうに考えられると思うんです。

その中で、先ほどの同僚議員の質問の中で、違う使い方はできやんのか。できません。これ朽ち果てるのをほっとく、それか税金をかけてやり直して突堤として維持していく、そうなったときに、同僚議員のちょこちょこお話に出てくる税の公平な分配、そういうところにも鑑みていかなんかなと。

さざなみ荘の場合は、金額、用途とかで、町としてもオッケーやないかなという私個人の気持ちはあるんですけども、今回の場合は、これって本当にオッケーなんかなという気持ちがするんです。

このところをどういう質問に持っていくかという話なんですけれども、正直なところ、負の財産を譲っていただいた、漁協の負の処理を町ですするというふうに見えるんですけども、この私の考えを覆させてくれるご答弁をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

漁協美浜支所の方の要望もありまして、何とかこの美浜支所、この減価償却があるともうほぼやっついていかれないと、もう本当に苦しいんだと、そういうことでお伺いしました。

私もそのときは迷ったんですけども、やはり美浜支所を潰すわけにはいきません。寄り添っていかねばならない、何とか踏ん張っていただきたい、そういう思いでこれを譲り受けることを決意したということですが、それは納得いかないかもしれませんが、やはり美浜支所を今、本当に潰すわけにはいかないという強い思いから、そういうふうにしていただいた次第でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70,865千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億45,970千円とするものでございます。

まず、3ページの第2表地方債補正の変更は、本年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページの地方特例交付金2,585千円の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税14,746千円の追加は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金6,552千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。補助率は100%でございます。

国庫補助金、土木費国庫補助金、住宅費補助金1,446千円の追加は、社会資本整備総合交付金で補助単価の改定によるもの、商工費国庫補助金、観光費補助金6,250千円の追加は、看板商品創出事業費補助金で観光ツアーなどを呼び込むための事業でございます。総務費国庫補助金の戸籍住民基本台帳費補助金5,946千円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、現在使用している戸籍システムに新たな機能を追加するためのシステム改修費と、新型コロナウイルス感染症対策費補助金34,786

千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

9ページの県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金600千円の追加は、多面的機能支払推進事業交付金で水土里情報システムデータ更新の補助金でございます。

繰入金、基金繰入金、住宅基金繰入金1,447千円の追加は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事設計監理委託に係る繰入れでございます。

森林環境譲与税活用基金繰入金202千円の追加は、展示ケース購入に係る繰入れでございます。

諸収入、雑入、雇用保険料自己負担分5千円の追加は、会計年度任用職員に係るものでございます。

町債、臨時財政対策債3,700千円の減額は、本年度の普通交付税算定により発行可能額が確定したことによるものがございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページの総務費、総務管理費、企画費、備品購入費203千円の追加は、今年度から新たにふるさと納税の返礼品となるキティちゃんぬいぐるみの展示ケースの購入費でございます。

青少年対策費、負担金補助及び交付金191千円の減額は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものがございます。

諸費、負担金補助及び交付金585千円の減額は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料7,662千円の追加は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、委託料3,510千円の追加のうち、インフルエンザ予防接種委託料2,000千円の追加は、高齢者のインフルエンザ予防接種費用で高齢者の接種費用を無料化するものがございます。ほか1,510千円と工事請負費31,574千円の追加は、現在設計業務を進めているところの和田小学校屋内運動場トイレ改修工事と松洋中学校屋外トイレ改修工事に係るものがございます。

戸籍住民基本台帳費、委託料6,343千円の追加は、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に伴い、各行政機関における戸籍システムを法務省のシステムで連携して行政間の事務の効率化を図り、本籍地以外で戸籍証明書の取得ができるよう現在使用している戸籍システムの改修費でございます。

15ページの選挙費、町長・町議会議員選挙費、負担金補助及び交付金136千円の追加は、選挙運動の公費負担単価の改定によるものです。

民生費、社会福祉費、国民年金費、職員手当等100千円の追加は、超過勤務手当でございます。

老人福祉費、繰出金468千円の減額は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金2,864千円の追加は、町内認

可保育所における障害児保育の推進と充実を図ることを目的とした障害児保育事業補助金で、普通交付税の算定結果によるもの、対象となる入園児4名で算定されてございます。

衛生費、保健衛生費、予防費の6,552千円の追加は、5回目となる新型コロナワクチン集団接種費用の追加でございます。

17ページの清掃費、塵芥処理費、負担金補助及び交付金7,009千円の減額は、清掃センター負担金で繰越金の確定によるもの、し尿処理費、負担金補助及び交付金10,283千円の減額は、クリーンセンター負担金で繰越金の確定と汚泥再生処理センターの工事計画変更によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、委託料598千円の追加は、水土里情報システムデータ更新によるものでございます。

商工費、観光費、委託料8,000千円の追加は、看板商品創出事業で、一般客向けのSDGs体験型事業や新規特産品、町独自のお土産の開発、町のPR動画の作成などを通じて観光ツアーなどを呼び込むための事業でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、役務費50万円の追加は、地積測量図作成手数料で、入山周囲2号線拡幅工事に伴う分筆登記業務、委託料6,166千円は路面性状調査業務で、次ページの工事請負費2,000千円の追加は、入山地区の協力による町道入山周囲2号線の一部拡幅工事でございます。

住宅費、住宅管理費、委託料2,893千円の追加は、町営住宅和田C団地屋根外壁改修工事設計監理委託でございます。

教育費、教育総務費、事務局費、職員手当等200千円の追加は、超過勤務手当、教育諸費、負担金補助及び交付金2,572千円の追加は、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により町立学校において修学旅行自体が中止または一部の児童生徒が出席停止などにより参加できなくなった場合などに発生するキャンセル料等を昨年度と同じく補助するものでございます。

小学校費、学校管理費、報酬、職員手当等、共済費、旅費は、新たに和田小学校特別支援学級に配置する会計年度任用職員の人件費の追加、需用費3,124千円の追加は、和田小学校と松原小学校の校舎男子トイレ小便器への自動洗浄装置の取付け費用で、次ページの役務費479千円の追加は、令和2年度に配備した1人1台端末において自宅に持ち帰っても学校内と同様のセキュリティレベルが担保されたインターネットアクセスが可能となるクラウド型ウェブフィルタリングを導入するに当たっての学習者用端末設定費、使用料及び賃借料539千円の追加は、そのフィルタリングサービスのライセンス料6か月間分288千円と、今後予定されている和田小学校屋外倉庫改築工事に伴い既存倉庫内に保管されている耕運機や草刈り機、発電機、スコップ等々、各種物品を工事期間中、一時的に仮置きしておくための仮設倉庫リース料251千円でございます。

中学校費、学校管理費、役務費507千円の追加は、小学校費と同じでウェブフィルタリングの導入に係る学習者用端末設定費243千円と、屋内運動場空調設備設置工事に伴

い12月から2月までの間、バレー部と卓球部の部活動及び体育の授業を体育センターにて行うことから卓球台などの部活動等器具移設費264千円、施設料及び賃借料397千円の追加は、フィルタリングサービスライセンス料6か月間分146千円と、今後予定されている野球部倉庫改築工事に伴い既存倉庫内に保管されているボールやバット、バッティングマシンなどを工事期間中、一時的に仮置きしておくための仮設倉庫リース料251千円、工事請負費927千円の追加は、土間コンクリート基礎や内部木製収納棚など仕様の変更による松洋中学校野球部倉庫改築工事の追加費用でございます。

保健体育費、体育施設費、備品購入費207千円の追加は、前述いたしました体育センターにて、バレー部とバドミントン部がアリーナを半面ずつ利用することで生じるコート配置変更に対応するため、移動式のバドミントン支柱を購入するものでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料として、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっと何点か。14ページ、戸籍住民基本台帳費のところなんですけれども、マイナンバーカードということで、交付率を今年度までに100%に目指したいと言っているんですけれども、美浜町の交付率、どんなもんですか。

そして、一気に言います。

18ページ、商工費、観光費の委託料、看板商品創出事業ということで8,000千円、国から6,250千円、一般会計1,750千円、これって結構大きな看板になるんですけれども、どんな看板ですか。

それともう一つ。22ページ、小学校費、中学校費の中の仮設倉庫に関して、これ松洋中学校の野球部倉庫改築が当初予算で上がっていたような記憶があるんですけれども、これ仮設倉庫って、今上げる理由とかあったら。この3点ちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） マイナンバーカードの交付率についてお答えします。

8月31日現在ですけれども、美浜町の交付率が36.1%、前月の7月末時点では33.8%でした。それで1か月で2.3%アップしております。

それと、そのマイナポイントの申請が、カードの申請が9月末までの対象になっていきますので、今現在、広報をいたしまして、町の住民課の窓口で今、申請を受け付けております。今、かなり混雑する状況もありまして、かなり皆さんへ周知できたかなと思っておりますので、今後、また交付率はアップすると思っております。

現時点では、交付はそうなんですけれども、実際の申請に関しては、44%の方が申請をいただいております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 観光費の委託料、看板商品創出事業についてです。

まず、これは観光庁の採択を受けまして、一般客向けのSDGsとかあるいは新規特産物とか特産品を開拓していくとか、町独自のお土産の開発、また、それに通じて町のPRなどを踏まえて観光客などを呼び込む、それで町を知ってもらうというような形の委託業務であります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 22ページの中学校費の仮設倉庫リース料、それからその上段の小学校費の仮設倉庫のリース料でございます。

中学校においては、野球部倉庫改築工事を当初予算で工事費を計上していました。小学校費は園芸倉庫の改築工事ということで、これも当初予算に計上してございます。現在、どちらも設計業務を進めているところでございます。

その中で、どちらもやっぱり中にそれなりの物品が入っているというところで、倉庫を潰して新たに建てるということになりますので、一時的に中の物品を保管しておく仮の倉庫が必要になるというところでございます。サイズの的には1.8m掛ける3.6mの倉庫を、どちらも2棟、用意いたしまして、日数的には3か月から120日以上は工事がかかると想定されますので、それに要する経費としてどちらも251千円ずつ予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） まずはマイナンバーなんですけれども、ちょっとネットで調べたら、この交付率を地方交付税に反映させるようなことを検討しているとかというのをちらっと見たんですけれども。間違っていたらごめんなさい。どっちにしても今ちょっと国が100%にしようとしているということで、例えば御坊なんかはがつつりやっていますよね、夜間もやっているんですか、ちょっと記憶が定かでないんですけれども、とにかく、他市町とかは結構マイナンバーカード、マイナンバーカードと言っているじゃないですか。美浜町ももうちょっと力入れたらいいかとは思いますがどうか。

それと、看板というのは、何とかな町、何とか宣言とかそんな感じのと違うんですか。違うんですね。PRに使うということですね、8,000千円。また、もし違うかったら教えてください。宣伝目的ですね、看板。また違うんですね。ちょっと僕は把握していないのでまた教えてください。

体育館の倉庫、中身はほんでも、いっぱい思ったより出てきたみたいな感じですか。仮設の倉庫の話なんですけれども、思ったより出てきたのでちょっと追加しようか、追加じゃないけれども、やろうかという感じなんです。ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 先ほども申し上げましたけれども、それなりのやっぱり物品というのはびっしり入っています。当然、学校とも話したんですけれども、別の置場がないのかとか、というところも話しました。やっぱりそういうところもない、また、今ある野球部の倉庫を潰して、そこに同じ場所に建て替えますので、1墨側のベンチの辺りに、やっぱり仮の倉庫でおいといてほしいというような話になりました。そういうことから、両校におきまして、仮設倉庫を今回リースさせていただくというところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 看板商品の関係ですが、特別に特産品を作る、新規特産品を作る、あるいは町に合うた土産物を作るとか、あと、そういうのを通じて町を紹介していくPR動画などを作成して町へ人を呼び込む、あるいは観光ツアーなどを呼び込むというような事業に、観光庁の事業の採択を受けて、今回、実施するというようなものです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

マイナンバーカードの申請の件ですけれども、現在、美浜町においては、役場のほうで今、この間に広報を回しまして、それと先週ですけれども、新聞へも載せさせていただいて、窓口でマイナンバーカードの取得、それとマイナポイントの申請のサポートを行っている状況です。

その効果もありまして、現在、窓口は、先ほども言いましたけれども、お待ちいただくような状況で結構盛況に皆さんに申請いただいております。この状況がずっと続くわけではないと思いますので、マイナポイントの関係もあると思うので、9月が期限となっていますので、それで今、かなりの駆け込みがあると思います。今後、取得率、交付率も見ながら、次の策もあればと考えておりますので、ちょっと、今、具体的な策は考えておりませんが、今後も何か交付率アップの方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そのマイナンバーカードって、交付率を100%にせえって、もし国からお達しがあるんなら、やっぱりそれなりに高いほうがいいんじゃないですか。44%でしたっけ。なら、もうちょっと上げるような努力、何か目標値みたいなのは設定されているんですか、そのマイナンバーカードに。美浜町はこれぐらいになるだろうとか、というのがもしあれば、最後に。

看板なんですけれども、どうも私の理解が乏しいんですね。キュウリとかトマトとかを看板に描くわけですか。違うんね。ちょっとここ本気で聞いているんやけれども、本気で

ちょっと分からなかったんですよ。看板は関係ない。すみません、ほんならちょっとまた個人的に聞きます。

マイナンバーカードだけちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

確かに国のほうから、この7月とかぐらいだったと思うんですけども、マイナンバーカードの交付率が交付税に算定するという話はあったと思います。今ある交付税を減らすというわけではなくて、マイナンバーカードの交付率によって、デジタル化に対する経費を交付税で上乗せしていくという形と聞いております。

目標率という話ですけども、今、県内の全体で43.4%の交付になっています。できるだけ早い時期には、私が思っているのは40%まではまず持っていきたいなということと思っています。この9月の申請状況はかなり盛況でございますので、そこでどのぐらいになるかをまず見極めたいなと思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時です。

午前十時四十六分休憩

———・———

午前十一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

質疑を続けます。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 17ページなんですけれども、先ほど関連ということで聞けばよかったですけれどもちょっと逃しましたので。

観光費のところでの、この事業について委託ということなんですけれども、どちらのほうに委託されるのか、そして、町としての意思をどのような形で伝えられていくのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課主幹。

○防災まちづくりみらい課主幹（北村卓也君） お答えいたします。

まず、方法についてですけども、今後についてですけども、公募型のプロポーザルを予定してございます。期間を設けて公募型のプロポーザルを実施いたしまして、業者を決定して、専門家に意見を聞いたり、モニターツアーの実施であったり、PR動画の制作をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ということは、応募する、主体となってくれる企業を呼んで、そこで町の姿勢を伝えるという形なんですかね。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課主幹。

○防災まちづくりみらい課主幹（北村卓也君） お答えいたします。

まず、プロポーザルに際しまして、私ども仕様書を作成いたしまして、それに基づきまして、私どもの思いを皆様にお知らせしてプロポーザルで業者を決定するというような手順でございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。20ページ、昨年度と同様というふうな細部説明でしたこの小中学校修学旅行キャンセル料等支援事業、大体、でもコロナが要因からの、あまりキャンセル料っていうのは発生はないやに聞くんですが、当然、小職自身も大きなレストランと宿泊業のところが勤務しておりますので、コロナの場合キャンセル料の請求はしないような、ご本人に生命の責任を負えないような状況のキャンセル料は普通発生しないので、安易にキャンセルだから払うというそういう手続ではなくって、やはりしっかりと厳正とした手続をして、支払わなきゃいけないものは当然支払うと、そういうことに努めて進めるんであるなということと。

次のページ、小中学校費でフィルタリングサービスライセンス料が出ていますが、これも昨日来の一般質問からの流れですが、要は情報の教育とかパソコン関係というのは経験だと思ふんですね、習うより慣れろというところが多いので。それに理論的な裏づけとかは授業で進んでいけばということで、先ほど同僚議員の北村議員の一般質問の中で、教育委員会はだまかな最低限というか、こういうガイドライン的なものを示して、あとは各学校の校長管理職なりの判断と。そういうことで、子どもたちがフィルタリングサービスというか、そのパソコンへの接点というのかな、それが各学校で差がある、いわゆるICT教育に差が出ることを懸念しての質問だったと思って、答弁を聞くとある一定出ることもあるのかなというような結論だったやに自分は取ったんですが、そういうことをして子どもたちに将来不利益がかからないのか、このICT教育のレベルというか、各学校によって差があれば。

長くなってすみません。一番顕著な例で、三尾では複式学級がありました。一番の問題が転校です、学期途中の転校。このときは、僕らも保護者として心配したら学校長なりの判断は、そのときには集中してその対象者に対して不足の分の教育をしますと、そういう対応までもおっしゃっていただいていたんですが、とにかくICT授業に関してのアレレギー的な、とにかく難しい、壊れた、大変とか、ウイルスが怖いであるとか、でも、そういうことをやみくもに恐れて、各学校に差が出ているような気がしてならないんですが、そこは美浜町の教育長として、間違いなく差がなく、将来的にも子どもたちに絶対不利益はないのかということをはっきり聞きたいんです。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員のご質問にお答えします。

まず、昨日もお答えしたんですけれども、ちょっとまだ説明不足であったのかなというふうに考えているところでございます。というのは、各学校でのこの差ということなんですけれども、現実、そんなに差があるかということ言えば、ないというふうに私は考えてございます。そして、指導する教師側にとっていろんな心配、それは教師側の心配事でございまして、使用している子どもたちは、そういうことは別に意識しないで興味を持って取り組んでいるというところでございます。

ただ、その中で、この前の校長とのヒアリングの中でも、そのことをあの場でこういうことを心配しているんやってあたりを議員の皆さんにも分かってほしいということでの発言であったかと思えます。

そのことで、使用についてセーブをかけているということではないというふうに考えてございます。ですから、今回の予算要求に当たりまして、さらに、子どもたちが授業中、あるいは家庭に持ち帰ってインターネットを活用できるようにということで、このフィルタリングのソフトを導入を決定した次第でございます。

今後、ますます、いろんな形で端末が使用できるようになるというふうに考えてございます。ですから、重ねて申し上げますけれども、さっき言いましたように壊れたら大変とか、そういうふうに考えているのは教師側でございます。ですから、使っては駄目とか、そういうふうなことは全然ございませんので、教育委員会としましても、そういうふうに壊れた場合、不具合が出た場合の対応について、迅速にできるようにということで対策を練っているところでございます。ということで、ブレーキをかけるとかということには、まずはなっていないというふうにご理解いただければというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、今回の補正で計上をお願いしておりますものにつきましては、さらに、子どもたちが1人1台端末を有効に活用できるように、今後、取組を進めるという意味でのお願いでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長、子どもの不利益が被らないかという質問なんで今後ないかというところの質問なんで、先生どうこうというよりはその中心の答えをしてやってください。

○教育長（塩崎善彦君） 申し訳ございません。

ですから、子どもたちに不利益ということにはならないというふうに私自身は考えております。また、そうならないように、昨日も申し上げましたけれども、校長会、あるいは私自身が学校を訪問しまして、授業の様子を参観したり、それは公式なものもありますし、個人的なものもあります。そういう中で現状を把握しながら、十分活用できるようにということで進めていきたいと考えているところです。ですから、不利益が生じないようにすることはしてもございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 少し繰り返し、重複になるとは思いますけれども、不利益にはならない、思いますとかそういうのはいいんですよ。結局過去に遡れないので、例えば2年、3年後、例えば高校生、もっと上の学校に行ったときに、あまり触る機会もないし、アレレギー的になったので結局。いわゆるあまり根拠のない苦手意識の下でICTが遅れるということは、それはもう不利益、その件に関しては、その時点ではもう解決できないでしょう、今の時点で解決しなきゃ。だから、この間、同僚議員の一般質問の中でも、各学校において、例えば触れる時間に差があるとか、回数、そういうことは絶対差がないんですね。そこをはっきりお答えいただきたい。だから、結局不利益は必ず発生をしない、若干の差があるんだったら、例えば私がでも、教育委員会というか、そこは必ずしっかりした指導をして、美浜町の小中学校のICTの教育に関しては、必ず同程度以上の授業なり、そういうのは必ず担保できているし、担保していきますという、そういうことを聞きたいわけですよ。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

例えば、1週間に何時間以上使用をなさいますとか、そういう形での縛りというのはなかなかかけにくいと思います。

でも、現状でもそうなんですけれども、基本的な操作、これについては必ず習得して、小学校段階では小学校段階、中学校段階では中学段階に必要なその操作技術につまみしては習得して卒業するというんですか、できるというふうに考えてございます。

ただ一つ、これは教科学習においてなんですけれども、例えば、ワープロソフトの使い方、これは習得には個人差があります。ですから、一律完全に習得するかというと、その部分は本当に学習内容の習得技術と同じであるかなというふうに思います。

ですが、繰り返し申し上げますけれども、基本的な操作技術、知識については、習得して卒業できる、習得するということについては大丈夫というふうにお答えできると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 言葉足らず。習得度合いを言っているんじゃない、習得機会は必ず小学校とか中学校の中のクラスとか、その中で絶対に差はなく、度合いは教育長おっしゃったようにそれは差が出ますよ、個人差があるんで。ただ習得の機会は必ず同等に担保しているでしょうし、これ今後も間違いなくできるんだなということなんですよ。機会のほうです。間違いはないですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えします。

これも繰り返しになりますけれども、何時間以上というそこはあれなんですけれども、機会ということ言えば、習得できるだけの機会は各学校においても担保できるというふ

うに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） キャンセル料金でございます。

昨年と同様でございますので、昨年度もたしか旅行会社さんと私でお話しさせていただいたときに、谷議員がおっしゃられるように、キャンセル料を求めてこないケースもあるというふうには伺っているところでございます。

また、一方で、損害保険会社さんがコロナ修学旅行キャンセル料保険という商品も打ち出しているところでございます。なので、そのときは求められないかも分かりませんが、キャンセル料が発生するケースも考えられるということで、今回、それぞれの自己負担分、小学校でいきますと42千円程度、中学校でいきますと68千円程度で、該当する年齢の人数の50%ということで積算させていただきまして、2,570千円の予算計上でございます。

昨年度においては、実際、キャンセル料というものは発生してございません。しかしながら、それに付随する費用ということでキャンセル料保険の掛金については、この補助金で対応させていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっと先ほどの教育長のお話の中で、時間がまちまちだけれども機会は与えているというふうに取り得るし、教育長がおっしゃっているのは、教育長から見るとそう思われるだけで、例えば国語やったら年間何ぼとかあるんでしょう、僕は詳しく知らないですけども、でもその情報というくくりでいうとまだないと仮定しましょうよ、それでも皆さんに平等に機会を与えていると今おっしゃっているんですね。それは平等じゃない人もいてるともおっしゃっていましたよね。時間的なものとか、授業内容、総合的な時間のとき、やっているところとやっていないところがあるとか、いろいろ含めて、それは平等に与えていると言えるんでしょうか。ということと、もう一つ、先生方が得意不得意があると思うんですけども、それも不得意な方に当たってしまうと、悪いとは言いません、仕方ないです、勉強中です、その先生も、その先生に当たってしまうと同じ時間をこなすという意味では、それは同じような教育をしているという見解でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、じゃあ、一律に何時間、触る時間を担保する、そういうようなことは、統一することは無理やというふうに思います。

私が申し上げたいのは、基本的な操作技術、これについては必ず習得できる、習得する、それを担保したいということでございます。

ですから、先ほど言いましたように、例えば、4年生の授業が、小学校4年生の算数に限定したときに、ある単元、それを松原、和田小学校、必ず端末を使って学習しなさいと、授業しなさいと、そういう縛りは、これをかけていきますと、先生方の工夫というんですか、そういうものを削ぐことにはなるかと思えます。教材研究に対する意欲、あるいは指導力の向上、ですから、それは各先生方が判断して、やはりこの単元、この授業ではパソコンを使うほうが有効だと、そういうふうに判断したときに、教科学習においては使用していく、これは全国的にもそういう流れになっているかと思うんです。必要なときに、必要な場面で使う。

ただし、繰り返しになりますけれども、そのときに使えるように、操作技術、知識、これについては使いながら習得していくものであるかと思うんですけれども、それについてはきちんと習得しておかなければ、使いたいときに使えないという、そういう状況も生まれてくるかと思えます。そういう状況が生まれてこないように、各学校において、子どもたちにそういう力をつけさせていくということになるかと思えます。

ただ、子どもたちにも、例えば、家にその環境があるかないか、今までによっても、もう既に習得してある、そういう知識、技能が違う、差が出てあると思えます。ですから今現状で、同じだけの力があるかというたら、それはまだそうはいっていないと思えます。

これから、もう繰り返しになりますけれども、いろんな形で使っていく中で、小学校なら小学校、中学校なら中学校の各段階、あるいは卒業時においては、やっぱり一定必要な技術、知識を身につけて卒業していくと。その後、不利益を被るようなことにはならないように、そこだけはきちんと担保できるように、教育委員会、私としても各学校長、あるいは機会あるごとに先生方にも指導していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番。22ページの仮設倉庫のリースの件、もう一回ちょっとお願いいたします。

私ちょっと思うんですけれども、当初予算で和田の小学校の倉庫や松洋中学校の野球部の倉庫の改築とか出ていたのに、この倉庫に入っているもんが、和田だったら耕運機や草刈り機とか結構物品があるって言われていて、3か月から120日以上かかるって言われていたら、やっぱりそんなだったら私当初予算化しておいたほうがよかったん違うかなと、なぜ今なんやろうというんがあるんです。素朴な疑問です。

もし、当初予算化から一応しといて、要らんかったら、いつでも補正で皆、減額して不用額になるかも分からんけれども、ちゃんと倉庫を予定してあったけれども、要らんかってよかったなって、これは私自身は納得するんやけれども、こんだけ機械とか置いてあって3か月から4か月の間、置くところがない、外へも置けないし、雨もあるし台風もあるし、そういうところで予算化を3月にせなんだ、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、

その辺ちょっと教えてください、考え方というか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） おっしゃるとおりと思います。また、以後気をつけたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 16ページの予防費のところなんですけれども、この委託料で新型コロナウイルス予防接種委託料がありますけれども、これについては第5回目のワクチン接種かなというふうな想像するんですけれども、それについてこの事業の予定というか、いつからとか、そういったことについて大まかでいいので教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 森本議員にお答えします。

第5回目の接種なんですけれども、今、接種については日々変わっております。もう情報が来るたびに、期間が6か月から5か月、3か月になるという話とか、ワクチンがどんなワクチンが出るというふうな格好で日々決まっておりますので、まだ、どういうふうな体制で組んでいけるかもまだできておりません。

ただ、5回目接種をどうしてもまた11月以降ぐらいからは実施せざるを得ないなというふうな格好で、11月から大体年末までの分の予算を組んでおります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時二十二分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第9 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,447千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億72,130千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明申し上げます。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金は、182千円の追加でございます。未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システムの改修に対する特別調整交付金でございます。

繰越金、前年度繰越金490千円は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分2,775千円は、前年度の診療報酬の確定による精算でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、徴収費、賦課徴収費、委託料182千円は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システムのプログラム修正料でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金476千円及び普通交付金償還金2,789千円は、前年度に交付を受けた特定健康診査等負担金及び普通交付金の確定による精算でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ945千円を追加し、補正後の歳

入歳出予算の総額を8億38,434千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料452千円の減額は、財源調整によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金468千円の減額は、歳出の総務費減額によるものでございます。

諸収入、雑入1,865千円の追加は、前年度の介護給付費国庫負担金及び県負担金の精算による追加受入れ分でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費468千円の減額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の追加、御坊広域行政事務組合の介護認定審査会運営費分担金の減額は繰越金の確定によるもの、介護保険事業費償還金の追加は、前年度のシステム改修事業の精算による国への償還金でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金1,413千円の追加は、前年度の給付事業と地域支援事業の精算による国、県、支払基金への償還金でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,501千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億47,913千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、繰越金、前年度繰越金1,501千円の追加は、出納整理期間中に収入があ

った保険料を次年度へ繰り越すものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,501千円の追加は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

塩崎教育長に申し上げます。本件の審議終了まで退場を願います。

（塩崎教育長退場）

○議長（谷重幸君） 本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第11号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時三十九分休憩

—————・—————

午後一時四〇分再開

（塩崎教育長入場）

○議長（谷重幸君） 再開します。

ここで、塩崎教育長からご挨拶を申し上げたいとの申出があります。

これを許可します。

○教育長（塩崎善彦君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま、簗内町長から付議がありました私の教育長任命につきまして、本議会の同意をいただきましたことにより、11月1日から、2期目になりますが、美浜町教育長に就任させていただくことになりました。

今、皆様方を目の前にして、美浜町の教育長という大任に就くことの重責を、緊張感を持って感じているところでございます。この思いを忘れることなく、皆様方のご理解とご支援を賜りながら、誠実に本町教育行政を推進してまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いします。

さて、私は、教育長就任時に「ふるさとが学びをつくり、学びがふるさとをつくる」が私の教育にかける思いであると述べさせていただきました。今後も、このことを根幹に、幼児教育及び学校教育並びに生涯学習の推進と振興に、心を新たに与えられた使命を全うしてまいります。

今後とも、議会の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、高いところから誠に恐縮ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） 日程第13 議案第12号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後一時四十三分散会

再開は明日15日、午前9時です。

お疲れさまでした。